

山口県報

平成28年
6月24日
(金曜日)

目次

| | | |
|-------|---|----|
| ○規則 | 山口県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課)..... | 一 |
| | 山口県事務委任規則の一部を改正する規則(人事課)..... | 一 |
| | 職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則(人事課)..... | 一 |
| ○告示 | 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)..... | 二 |
| | 救急病院の認定(医療政策課)..... | 四 |
| | 平成二十八年産水稻の指定種子生産ほ場の指定(農業振興課)..... | 四 |
| | 土砂災害警戒区域の指定の解除(三件)(砂防課)..... | 四 |
| | 土砂災害警戒区域の指定(砂防課)..... | 四 |
| | 土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)..... | 五 |
| ○公告 | 一般競争入札の実施(市町課)..... | 二〇 |
| | 平成二十八年クリーニング師試験の実施(生活衛生課)..... | 二一 |
| | 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課)..... | 二二 |
| | 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課)..... | 二三 |
| | 建築士の免許の取消し(建築指導課)..... | 二三 |
| ○人委規則 | 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則..... | 二三 |
| | 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則..... | 二四 |



山口県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年六月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第四十八号

山口県行政組織規則の一部を改正する規則

山口県行政組織規則(昭和四十三年山口県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第二百九十七条第二項の表中「くろしお」を「かいせい」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年七月一日から施行する。

山口県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年六月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第四十九号

山口県事務委任規則の一部を改正する規則

山口県事務委任規則(昭和四十四年山口県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第五十三条の二中「くろしお船長」を「かいせい船長」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年七月一日から施行する。

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年六月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第五十号

職員の仕事の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員の仕事の設置等に関する規則（昭和三十六年山口県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の備考1中「くるしお」を「かいせい」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年七月一日から施行する。



山口県告示第二百五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十八年六月二十四日から同年七月十四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び防府市生活環境部生活安全課において公衆の縦覧に供する。

平成二十八年六月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 協和発酵バイオ株式会社
住 所 東京都千代田区大手町一丁目六番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 協和発酵バイオ株式会社山口事業所防府
所在地 防府市協和町一番一号
- 三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

| | | | | |
|-----|--------------------|--------------------|--------------------|----------------------|
| 種 類 | 構 造 | | 使 用 の 方 法 | |
| | 能 力 (m^3 /時) | 工 事 着 手 年 月 日 定 | 工 事 完 成 年 月 日 定 | 使 用 開 始 年 月 日 定 |
| | | 間 隔 時 日 定 | 使 用 時 間 時 日 定 | 一 日 当 た の 使 用 間 隔 |
| | | | | 季 節 的 変 動 の 概 要 |

| | | | | | | | | |
|---|-------|---------|-----------|-----------|----------|---|-------|------|
| 四七―ホ | 九、〇〇〇 | 平成二八、八― | 平成二八、九二〇― | 平成二八、一〇〇― | 平成二八、一〇― | 連 | 統二四時間 | 変動なし |
| 備考 「四七―ホ」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四十七号の医薬品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。 | | | | | | | | |

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

| 種 類 | 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値 | | 汚 水 等 の 量 (m^3) |
|--------|--|------------------------|------------------------------------|
| | 水素イオン濃度 (水素指数) | 化学的酸素要求量 (mg/l) | |
| 四七一ホ | 二 一 二 | 二〇 四〇 | 一〇 二〇 四〇 |
| 備考 | (一)の表の備考は、この表について準用する。 | | |

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

| 種 類 | 構 造 | 能 力 ($m^3/日$) | 処 理 の 方 式 | 間 使 用 時 間 隔 | 一 日 当 た り の 使 用 時 間 | 季 節 的 変 動 の 要 求 | 工 事 着 手 予 定 年 月 日 | 工 事 完 成 予 定 年 月 日 | 使 用 開 始 予 定 年 月 日 |
|-----------|---------|-----------------------|-----------------------|----------------------------|--|--------------------------------------|---|---|---|
| 最終沈殿処理施設 | 〃 | 二二〇、〇〇〇 | 沈殿 | 〃 | 〃 | 〃 | (既) | | |
| 循環水生物処理施設 | コンクリート製 | 四〇、〇〇〇 | 生物処理 | 連続 | 二四時間 | 変動なし | | | (設) |

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

| 種 類 | 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値 | | 汚 水 等 の 量 (m^3) |
|------------------------|--|------------------------|------------------------------------|
| | 水素イオン濃度 (水素指数) | 化学的酸素要求量 (mg/l) | |
| 最終沈殿処理施設 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 循環水生物処理施設 | 処理前 | 八〇 | 七六、〇〇〇 |
| | 処理後 | 六五 | 九一、二〇〇 |
| 種 類 | 項目 | 値 | 値 |
| | 水素イオン濃度 (水素指数) | 七 | 〃 |
| 化学的酸素要求量 (mg/l) | 最大 | 二〇七・四 | 一九、四一七 |
| | 最大 | 三三〇 | 二三三、一四六 |
| 浮遊物質量 (mg/l) | 最大 | 一〇〇 | 〃 |
| | 最大 | 二〇〇 | 〃 |
| 動植物油脂類 (mg/l) | 最大 | 検出せず | 〃 |
| | 最大 | 八四・九 | 〃 |
| 窒素 (mg/l) | 最大 | 二〇〇 | 〃 |
| | 最大 | 三三 | 〃 |
| リン (mg/l) | 最大 | 一〇 | 〃 |
| | 最大 | 〇・九 | 〃 |

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

| 排 水 口 | 排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値 | | 排 出 水 の 量 (m^3) |
|-------------|--|------------------------|------------------------------------|
| | 水素イオン濃度 (水素指数) | 化学的酸素要求量 (mg/l) | |
| 通常 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 最大 | 〃 | 〃 | 〃 |

| No. 2 | No. 1 |
|-------|--------|
| 排水口 | 排水口 |
| 六・八 | 七 |
| 〃 | 八〇六 |
| — | 四八・二 |
| 二 | 七五 |
| 一〇 | 四五 |
| 一五 | 八〇 |
| 〃 | 検出せず |
| — | 三八・六 |
| 一・五 | 七〇 |
| 〇・一 | 〇・八六 |
| 〇・五 | 二 |
| —三三〇 | 七六〇〇〇 |
| 三五〇 | 九一、二〇〇 |

山口県告示第二百六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十八年六月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 称 所在地 認定が効力を有する期限
 独立行政法人国立病院 岩国市愛宕町二丁目一番一号 平成三一、六、一四
 機構岩国医療センター

山口県告示第二百七号

主要農作物種子法（昭和二十七年法律第百三十一号）第三条第一項の規定により、次の市町の区域内のほ場を平成二十八年産の水稲の指定種子生産ほ場として指定した。
 その関係書類は、山口県農林水産部農業振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年六月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

市町名 面積（アール）
 山口市 三、九五五
 周南市 四、六九六

山口県告示第二百八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十三年山口県告示第二百三十六号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十八年六月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
 大嶺町西分(一)、於福町下(一)(1)、美東町大田(一)(1)、秋芳町青景(一)(1)
 - 二 解除に係る区域の範囲
 次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び美祢市建設経済部建設課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 解除に係る区域の名称
 於福町下(二)(1)、於福町下(二)(2)、於福町下(二)(3)、於福町下(二)(4)、於福町下(二)(5)、秋芳町青景(二)(1)
 - 二 解除に係る区域の範囲
 次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び美祢市建設経済部建設課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第二百九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十四年山口県告示第二十一号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十八年六月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

解除に係る区域の名称

- 美東町赤(1)、美東町赤(2)、美東町赤(3)、美東町赤(4)、美東町赤(5)、美東町赤(6)、美東町赤(7)、美東町赤(8)、美東町赤(9)、美東町赤(10)、美東町赤(11)、美東町赤(12)、美東町赤(13)、美東町赤(14)、美東町赤(15)、美東町赤(16)、美東町赤(17)、美東町赤(18)、美東町赤(19)、美東町赤(20)、美東町赤(21)、美東町赤(22)、美東町赤(23)、美東町赤(24)、美東町赤(25)、美東町赤(26)、美東町赤(27)、美東町赤(28)、美東町赤(29)、美東町赤(30)、美東町赤(31)、美東町赤(32)、美東町赤(33)、美東町赤(34)、美東町赤(35)、美東町赤(36)、美東町赤(37)、美東町赤(38)、美東町赤(39)、美東町赤(40)、美東町赤(41)、美東町赤(42)、美東町赤(43)、美東町赤(44)、美東町赤(45)、美東町赤(46)、美東町赤(47)、美東町赤(48)、美東町赤(49)、美東町赤(50)、美東町赤(51)、美東町赤(52)、美東町赤(53)、美東町赤(54)、美東町赤(55)、美東町赤(56)、美東町赤(57)、美東町赤(58)、美東町赤(59)、美東町赤(60)、美東町赤(61)、美東町赤(62)、美東町赤(63)、美東町赤(64)、美東町赤(65)、美東町赤(66)、美東町赤(67)、美東町赤(68)、美東町赤(69)、美東町赤(70)、美東町赤(71)、美東町赤(72)、美東町赤(73)、美東町赤(74)、美東町赤(75)、美東町赤(76)、美東町赤(77)、美東町赤(78)、美東町赤(79)、美東町赤(80)、美東町赤(81)、美東町赤(82)、美東町赤(83)、美東町赤(84)、美東町赤(85)、美東町赤(86)、美東町赤(87)、美東町赤(88)、美東町赤(89)、美東町赤(90)、美東町赤(91)、美東町赤(92)、美東町赤(93)、美東町赤(94)、美東町赤(95)、美東町赤(96)、美東町赤(97)、美東町赤(98)、美東町赤(99)、美東町赤(100)

- (6)、秋芳町青景(7)、秋芳町青景(8)、秋芳町青景(9)、秋芳町青景(10)、秋芳町青景(11)、秋芳町青景(12)、秋芳町青景(13)、秋芳町青景(14)、秋芳町青景(15)、秋芳町青景(16)、秋芳町青景(17)、秋芳町秋吉(1)、秋芳町秋吉(2)、秋芳町秋吉(3)、秋芳町秋吉(4)、秋芳町秋吉(5)、秋芳町秋吉(6)、秋芳町秋吉(7)、秋芳町秋吉(8)、秋芳町秋吉(9)、秋芳町秋吉(10)、秋芳町秋吉(11)、秋芳町秋吉(12)、秋芳町秋吉(13)、秋芳町秋吉(14)、秋芳町秋吉(15)、秋芳町秋吉(16)、秋芳町秋吉(17)、秋芳町秋吉(18)、秋芳町秋吉(19)、秋芳町秋吉(20)、秋芳町秋吉(21)、秋芳町秋吉(22)、秋芳町秋吉(23)、秋芳町秋吉(24)、秋芳町秋吉(25)、秋芳町秋吉(26)、秋芳町秋吉(27)、秋芳町秋吉(28)、秋芳町秋吉(29)、秋芳町秋吉(30)、秋芳町秋吉(31)、秋芳町秋吉(32)、秋芳町秋吉(33)、秋芳町秋吉(34)、秋芳町秋吉(35)、秋芳町秋吉(36)、秋芳町秋吉(37)、秋芳町秋吉(38)、秋芳町秋吉(39)、秋芳町秋吉(40)、秋芳町秋吉(41)、秋芳町秋吉(42)、秋芳町秋吉(43)、秋芳町秋吉(44)、秋芳町秋吉(45)、秋芳町秋吉(46)、秋芳町秋吉(47)、秋芳町秋吉(48)、秋芳町秋吉(49)、秋芳町秋吉(50)、秋芳町秋吉(51)、秋芳町秋吉(52)、秋芳町秋吉(53)、秋芳町秋吉(54)、秋芳町秋吉(55)、秋芳町秋吉(56)、秋芳町秋吉(57)、秋芳町秋吉(58)、秋芳町秋吉(59)、秋芳町秋吉(60)、秋芳町秋吉(61)、秋芳町秋吉(62)、秋芳町秋吉(63)、秋芳町秋吉(64)、秋芳町秋吉(65)、秋芳町秋吉(66)、秋芳町秋吉(67)、秋芳町秋吉(68)、秋芳町秋吉(69)、秋芳町秋吉(70)、秋芳町秋吉(71)、秋芳町秋吉(72)、秋芳町秋吉(73)、秋芳町秋吉(74)、秋芳町秋吉(75)、秋芳町秋吉(76)、秋芳町秋吉(77)、秋芳町秋吉(78)、秋芳町秋吉(79)、秋芳町秋吉(80)、秋芳町秋吉(81)、秋芳町秋吉(82)、秋芳町秋吉(83)、秋芳町秋吉(84)、秋芳町秋吉(85)、秋芳町秋吉(86)、秋芳町秋吉(87)、秋芳町秋吉(88)、秋芳町秋吉(89)、秋芳町秋吉(90)、秋芳町秋吉(91)、秋芳町秋吉(92)、秋芳町秋吉(93)、秋芳町秋吉(94)、秋芳町秋吉(95)、秋芳町秋吉(96)、秋芳町秋吉(97)、秋芳町秋吉(98)、秋芳町秋吉(99)、秋芳町秋吉(100)

府(一)24

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び美祢市建設経済部建設課に備え置いて縦覧に供する。)

一 解除に係る区域の名称

- 美東町赤(一)1、美東町赤(二)2、美東町赤(三)3、美東町赤(四)4、美東町赤(五)5、美東町赤(六)6、美東町赤(七)7、美東町赤(八)8、美東町赤(九)9、美東町赤(一〇)10、美東町赤(一一)11、美東町赤(一二)12、美東町赤(一三)13、美東町赤(一四)14、美東町赤(一五)15、美東町赤(一六)16、美東町赤(一七)17、美東町赤(一八)18、美東町赤(一九)19、美東町赤(二〇)20、美東町赤(二一)21、美東町赤(二二)22、美東町赤(二三)23、美東町赤(二四)24、美東町赤(二五)25、美東町赤(二六)26、美東町赤(二七)27、美東町赤(二八)28、美東町赤(二九)29、美東町赤(三〇)30、美東町赤(三一)31、美東町赤(三二)32、美東町赤(三三)33、美東町赤(三四)34、美東町赤(三五)35、美東町赤(三六)36、美東町赤(三七)37、美東町赤(三八)38、美東町赤(三九)39、美東町赤(四〇)40、美東町赤(四一)41、美東町赤(四二)42、美東町赤(四三)43、美東町赤(四四)44、美東町赤(四五)45、美東町赤(四六)46、美東町赤(四七)47、美東町赤(四八)48、美東町赤(四九)49、美東町赤(五〇)50、美東町赤(五一)51、美東町赤(五二)52、美東町赤(五三)53、美東町赤(五四)54、美東町赤(五五)55、美東町赤(五六)56、美東町赤(五七)57、美東町赤(五八)58、美東町赤(五九)59、美東町赤(六〇)60、美東町赤(六一)61、美東町赤(六二)62、美東町赤(六三)63、美東町赤(六四)64、美東町赤(六五)65、美東町赤(六六)66、美東町赤(六七)67、美東町赤(六八)68、美東町赤(六九)69、美東町赤(七〇)70、美東町赤(七一)71、美東町赤(七二)72、美東町赤(七三)73、美東町赤(七四)74、美東町赤(七五)75、美東町赤(七六)76、美東町赤(七七)77、美東町赤(七八)78、美東町赤(七九)79、美東町赤(八〇)80、美東町赤(八一)81、美東町赤(八二)82、美東町赤(八三)83、美東町赤(八四)84、美東町赤(八五)85、美東町赤(八六)86、美東町赤(八七)87、美東町赤(八八)88、美東町赤(八九)89、美東町赤(九〇)90、美東町赤(九一)91、美東町赤(九二)92、美東町赤(九三)93、美東町赤(九四)94、美東町赤(九五)95、美東町赤(九六)96、美東町赤(九七)97、美東町赤(九八)98、美東町赤(九九)99、美東町赤(一〇〇)100

- 27、美東町大田(二)28、美東町大田(二)29、美東町大田(二)30、美東町大田(二)31、美東町大田(二)32、美東町大田(二)33、美東町大田(二)34、美東町大田(二)35、美東町大田(二)36、美東町大田(二)37、美東町大田(二)38、美東町大田(二)39、美東町大田(二)40、美東町大田(二)41、美東町大田(二)42、美東町大田(二)43、美東町大田(二)44、美東町大田(二)45、美東町大田(二)46、美東町大田(二)47、美東町大田(二)48、美東町大田(二)49、美東町大田(二)50、美東町大田(二)51、美東町大田(二)52、美東町大田(二)53、美東町大田(二)54、美東町大田(二)55、美東町大田(二)56、美東町大田(二)57、美東町大田(二)58、美東町大田(二)59、美東町大田(二)60、美東町大田(二)61、美東町大田(二)62、美東町大田(二)63、美東町大田(二)64、美東町大田(二)65、美東町大田(二)66、美東町大田(二)67、美東町大田(二)68、美東町大田(二)69、美東町大田(二)70、美東町大田(二)71、美東町大田(二)72、美東町大田(二)73、美東町大田(二)74、美東町大田(二)75、美東町大田(二)76、美東町大田(二)77、美東町大田(二)78、美東町大田(二)79、美東町大田(二)80、美東町大田(二)81、美東町大田(二)82、美東町大田(二)83、美東町大田(二)84、美東町大田(二)85、美東町大田(二)86、美東町大田(二)87、美東町大田(二)88、美東町大田(二)89、美東町大田(二)90、美東町大田(二)91、美東町大田(二)92、美東町大田(二)93、美東町大田(二)94、美東町大田(二)95、美東町大田(二)96、美東町大田(二)97、美東町大田(二)98、美東町大田(二)99、美東町大田(二)100

秋芳町別府(14)、秋芳町別府(15)、秋芳町別府(16)、秋芳町別府(17)

二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び美祿市建設経済部建設課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十四年山口県告示第三百五十四号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十八年六月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

- 伊佐町伊佐(1)、伊佐町伊佐(2)、伊佐町伊佐(3)、伊佐町伊佐(4)、伊佐町伊佐(5)、伊佐町伊佐(6)、伊佐町伊佐(7)、伊佐町伊佐(8)、伊佐町伊佐(9)、伊佐町伊佐(10)、伊佐町伊佐(11)、伊佐町伊佐(12)、伊佐町伊佐(13)、伊佐町伊佐(14)、伊佐町伊佐(15)、伊佐町伊佐(16)、伊佐町伊佐(17)、伊佐町伊佐(18)、伊佐町伊佐(19)、伊佐町伊佐(20)、伊佐町伊佐(21)、伊佐町伊佐(22)、伊佐町伊佐(23)、伊佐町伊佐(24)、伊佐町伊佐(25)、伊佐町伊佐(26)、伊佐町伊佐(27)、伊佐町伊佐(28)、伊佐町伊佐(29)、伊佐町伊佐(30)、伊佐町伊佐(31)、伊佐町伊佐(32)、伊佐町伊佐(33)、伊佐町伊佐(34)、伊佐町伊佐(35)、伊佐町伊佐(36)、伊佐町伊佐(37)、伊佐町伊佐(38)、伊佐町伊佐(39)、伊佐町伊佐(40)、伊佐町伊佐(41)、伊佐町伊佐(42)、伊佐町伊佐(43)、伊佐町伊佐(44)、伊佐町伊佐(45)、伊佐町伊佐(46)、伊佐町伊佐(47)、伊佐町伊佐(48)、伊佐町伊佐(49)、伊佐町伊佐(50)、伊佐町伊佐(51)、伊佐町伊佐(52)、伊佐町伊佐(53)、伊佐町伊佐(54)、伊佐町伊佐(55)、伊佐町伊佐(56)、伊佐町伊佐(57)、伊佐町伊佐(58)、伊佐町伊佐(59)、伊佐町伊佐(60)、伊佐町伊佐(61)、伊佐町伊佐(62)、伊佐町伊佐(63)、伊佐町伊佐(64)、伊佐町伊佐(65)、伊佐町伊佐(66)、伊佐町伊佐(67)、伊佐町伊佐(68)、伊佐町伊佐(69)、伊佐町伊佐(70)、伊佐町伊佐(71)、伊佐町伊佐(72)、伊佐町伊佐(73)、伊佐町伊佐(74)、伊佐町伊佐(75)、伊佐町伊佐(76)、伊佐町伊佐(77)、伊佐町伊佐(78)、伊佐町伊佐(79)、伊佐町伊佐(80)、伊佐町伊佐(81)、伊佐町伊佐(82)、伊佐町伊佐(83)、伊佐町伊佐(84)、伊佐町伊佐(85)、伊佐町伊佐(86)、伊佐町伊佐(87)、伊佐町伊佐(88)、伊佐町伊佐(89)、伊佐町伊佐(90)、伊佐町伊佐(91)、伊佐町伊佐(92)、伊佐町伊佐(93)、伊佐町伊佐(94)、伊佐町伊佐(95)、伊佐町伊佐(96)、伊佐町伊佐(97)、伊佐町伊佐(98)、伊佐町伊佐(99)、伊佐町伊佐(100)

- (8)、大嶺町東分(9)、大嶺町東分(10)、大嶺町東分(11)、大嶺町東分(12)、大嶺町東分(13)、大嶺町東分(14)、大嶺町東分(15)、大嶺町東分(16)、大嶺町東分(17)、大嶺町東分(18)、大嶺町東分(19)、大嶺町東分(20)、大嶺町東分(21)、大嶺町東分(22)、大嶺町東分(23)、大嶺町東分(24)、大嶺町東分(25)、大嶺町東分(26)、大嶺町東分(27)、大嶺町東分(28)、大嶺町東分(29)、大嶺町東分(30)、大嶺町東分(31)、大嶺町東分(32)、大嶺町東分(33)、大嶺町東分(34)、大嶺町東分(35)、大嶺町東分(36)、大嶺町東分(37)、大嶺町東分(38)、大嶺町東分(39)、大嶺町東分(40)、大嶺町東分(41)、大嶺町東分(42)、大嶺町東分(43)、大嶺町東分(44)、大嶺町東分(45)、大嶺町東分(46)、大嶺町東分(47)、大嶺町東分(48)、大嶺町東分(49)、大嶺町東分(50)、大嶺町東分(51)、大嶺町東分(52)、大嶺町東分(53)、大嶺町東分(54)、大嶺町東分(55)、大嶺町東分(56)、大嶺町東分(57)、大嶺町東分(58)、大嶺町東分(59)、大嶺町東分(60)、大嶺町東分(61)、大嶺町東分(62)、大嶺町東分(63)、大嶺町東分(64)、大嶺町東分(65)、大嶺町東分(66)、大嶺町東分(67)、大嶺町東分(68)、大嶺町東分(69)、大嶺町東分(70)、大嶺町東分(71)、大嶺町東分(72)、大嶺町東分(73)、大嶺町東分(74)、大嶺町東分(75)、大嶺町東分(76)、大嶺町東分(77)、大嶺町東分(78)、大嶺町東分(79)、大嶺町東分(80)、大嶺町東分(81)、大嶺町東分(82)、大嶺町東分(83)、大嶺町東分(84)、大嶺町東分(85)、大嶺町東分(86)、大嶺町東分(87)、大嶺町東分(88)、大嶺町東分(89)、大嶺町東分(90)、大嶺町東分(91)、大嶺町東分(92)、大嶺町東分(93)、大嶺町東分(94)、大嶺町東分(95)、大嶺町東分(96)、大嶺町東分(97)、大嶺町東分(98)、大嶺町東分(99)、大嶺町東分(100)

- 於福町下(一)(2)、於福町下(一)(3)、於福町下(一)(4)、於福町下(一)(5)、於福町下(一)(6)、於福町下(一)(7)、於福町下(一)(8)、於福町下(一)(9)、於福町下(一)(10)、於福町下(一)(11)、於福町下(一)(12)、於福町下(一)(13)、於福町下(一)(14)、於福町下(一)(15)、於福町下(一)(16)、於福町下(一)(17)、豊田前町麻生上(一)(1)、豊田前町麻生上(一)(2)、豊田前町麻生上(一)(3)、豊田前町麻生上(一)(4)、豊田前町麻生上(一)(5)、豊田前町麻生上(一)(6)、豊田前町麻生上(一)(7)、豊田前町麻生上(一)(8)、豊田前町麻生下(一)(1)、豊田前町麻生下(一)(2)、豊田前町麻生下(一)(3)、豊田前町麻生下(一)(4)、豊田前町麻生下(一)(5)、豊田前町麻生下(一)(6)、豊田前町麻生下(一)(7)、豊田前町麻生下(一)(8)、豊田前町麻生下(一)(9)、豊田前町麻生下(一)(10)、豊田前町今山(一)(1)、豊田前町今山(一)(2)、豊田前町今山(一)(3)、豊田前町嶽(一)(1)、豊田前町古烏帽子(一)(1)、豊田前町古烏帽子(一)(2)、豊田前町保々(一)(1)、豊田前町保々(一)(2)、豊田前町保々(一)(3)、豊田前町保々(一)(4)、豊田前町保々(一)(5)、豊田前町保々(一)(6)、西厚保町原(一)(1)、西厚保町原(一)(2)、西厚保町原(一)(3)、西厚保町原(一)(4)、西厚保町原(一)(5)、西厚保町原(一)(6)、西厚保町原(一)(7)、西厚保町原(一)(8)、西厚保町原(一)(9)、西厚保町原(一)(10)、西厚保町原(一)(11)、西厚保町原(一)(12)、西厚保町原(一)(13)、西厚保町原(一)(14)、西厚保町原(一)(15)、西厚保町原(一)(16)、西厚保町原(一)(17)、西厚保町原(一)(18)、西厚保町原(一)(19)、西厚保町原(一)(20)、西厚保町原(一)(21)、西厚保町原(一)(22)、西厚保町原(一)(23)、西厚保町原(一)(24)、西厚保町原(一)(25)、西厚保町原(一)(26)、西厚保町原(一)(27)、西厚保町原(一)(28)、西厚保町原(一)(29)、西厚保町原(一)(30)、西厚保町原(一)(31)、西厚保町原(一)(32)、西厚保町原(一)(33)、西厚保町原(一)(34)、西厚保町原(一)(35)、西厚保町原(一)(36)、西厚保町原(一)(37)、西厚保町原(一)(38)、西厚保町原(一)(39)、西厚保町原(一)(40)、西厚保町原(一)(41)、西厚保町原(一)(42)、西厚保町原(一)(43)、西厚保町原(一)(44)、西厚保町原(一)(45)、西厚保町原(一)(46)、西厚保町原(一)(47)、西厚保町本郷(一)(1)、西厚保町本郷(一)(2)、西厚保町本郷(一)(3)、西厚保町本郷(一)(4)、西厚保町本郷(一)(5)、西厚保町本郷(一)(6)、西厚保町本郷(一)(7)、西厚保町本郷(一)(8)、西厚保町本郷(一)(9)、西厚保町本郷(一)(10)、西厚保町本郷(一)(11)、西厚保町本郷(一)(12)、西厚保町本郷(一)(13)、西厚保町本郷(一)(14)、西厚保町本郷(一)(15)、西厚保町本郷(一)(16)、西厚保町本郷(一)(17)、西厚保町本郷(一)(18)、西厚保町本郷(一)(19)、西厚保町本郷(一)(20)、西厚保町本郷(一)(21)、西厚保町本郷(一)(22)、東厚保町川東(一)(1)、東厚保町川東(一)(2)、東厚保町川東(一)(3)、東厚保町川東(一)(4)、東厚保町川東(一)(5)、東厚保町川東(一)(6)、東厚保町川東(一)(7)、東厚保町川東(一)(8)、東厚保町川東(一)(9)、東厚保町川東(一)(10)、東厚保町川東(一)(11)、東厚保町川東(一)(12)、東厚保町川東(一)(13)、東厚保町川東(一)(14)、東厚保町川東(一)(15)、東厚保町川東(一)(16)、東厚保町川東(一)(17)、東厚保町川東(一)(18)、東厚保町川東(一)(19)、東厚保町川東(一)(20)、東厚保町川東(一)(21)、東厚保町川東(一)(22)、東厚保町川東(一)(23)、東厚保町川東(一)(24)、東厚保町川東(一)(25)、東厚保町川東(一)(26)、東厚保町川東(一)(27)、東厚保町川東(一)(28)、東厚保町川東(一)(29)、東厚保町川東(一)(30)、東厚保町山中(一)(1)、東厚保町山中(一)(2)、東厚保町山中(一)(3)、東厚保町山中(一)(4)、東厚保町

- 山中(一)(5)、東厚保町山中(一)(6)、東厚保町山中(一)(7)、東厚保町山中(一)(8)、東厚保町山中(一)(9)、東厚保町山中(一)(10)、東厚保町山中(一)(11)、東厚保町山中(一)(12)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び美祢市建設経済部建設課に備え置いて縦覧に供する。()

一 解除に係る区域の名称

- 伊佐町伊佐(一)(1)、伊佐町伊佐(一)(2)、伊佐町伊佐(一)(3)、伊佐町伊佐(一)(4)、伊佐町伊佐(一)(5)、伊佐町伊佐(一)(6)、伊佐町伊佐(一)(7)、伊佐町伊佐(一)(8)、伊佐町伊佐(一)(9)、伊佐町伊佐(一)(10)、伊佐町伊佐(一)(11)、伊佐町伊佐(一)(12)、伊佐町伊佐(一)(13)、伊佐町伊佐(一)(14)、伊佐町伊佐(一)(15)、伊佐町伊佐(一)(16)、伊佐町伊佐(一)(17)、伊佐町伊佐(一)(18)、伊佐町伊佐(一)(19)、伊佐町伊佐(一)(20)、伊佐町伊佐(一)(21)、伊佐町伊佐(一)(22)、伊佐町伊佐(一)(23)、伊佐町伊佐(一)(24)、伊佐町伊佐(一)(25)、伊佐町伊佐(一)(26)、伊佐町伊佐(一)(27)、伊佐町伊佐(一)(28)、伊佐町伊佐(一)(29)、伊佐町伊佐(一)(30)、伊佐町伊佐(一)(31)、伊佐町伊佐(一)(32)、伊佐町伊佐(一)(33)、伊佐町伊佐(一)(34)、伊佐町伊佐(一)(35)、伊佐町伊佐(一)(36)、伊佐町伊佐(一)(37)、伊佐町伊佐(一)(38)、伊佐町伊佐(一)(39)、伊佐町伊佐(一)(40)、伊佐町伊佐(一)(41)、伊佐町伊佐(一)(42)、伊佐町伊佐(一)(43)、伊佐町伊佐(一)(44)、伊佐町伊佐(一)(45)、伊佐町伊佐(一)(46)、伊佐町伊佐(一)(47)、伊佐町伊佐(一)(48)、伊佐町伊佐(一)(49)、伊佐町伊佐(一)(50)、伊佐町伊佐(一)(51)、伊佐町伊佐(一)(52)、伊佐町伊佐(一)(53)、伊佐町伊佐(一)(54)、伊佐町伊佐(一)(55)、伊佐町伊佐(一)(56)、伊佐町伊佐(一)(57)、伊佐町伊佐(一)(58)、伊佐町伊佐(一)(59)、伊佐町伊佐(一)(60)、伊佐町伊佐(一)(61)、伊佐町伊佐(一)(62)、伊佐町伊佐(一)(63)、伊佐町伊佐(一)(64)、伊佐町伊佐(一)(65)、伊佐町伊佐(一)(66)、伊佐町伊佐(一)(67)、伊佐町伊佐(一)(68)、伊佐町伊佐(一)(69)、伊佐町伊佐(一)(70)、伊佐町伊佐(一)(71)、伊佐町伊佐(一)(72)、伊佐町伊佐(一)(73)、伊佐町伊佐(一)(74)、伊佐町伊佐(一)(75)、伊佐町伊佐(一)(76)、伊佐町伊佐(一)(77)、伊佐町伊佐(一)(78)、伊佐町伊佐(一)(79)、伊佐町伊佐(一)(80)、伊佐町伊佐(一)(81)、伊佐町伊佐(一)(82)、伊佐町伊佐(一)(83)、伊佐町伊佐(一)(84)、伊佐町伊佐(一)(85)、伊佐町伊佐(一)(86)、伊佐町伊佐(一)(87)、伊佐町伊佐(一)(88)、伊佐町伊佐(一)(89)、伊佐町伊佐(一)(90)、伊佐町伊佐(一)(91)、伊佐町伊佐(一)(92)、伊佐町伊佐(一)(93)、伊佐町伊佐(一)(94)、伊佐町伊佐(一)(95)、伊佐町伊佐(一)(96)、伊佐町伊佐(一)(97)、伊佐町伊佐(一)(98)、伊佐町伊佐(一)(99)、伊佐町伊佐(一)(100)

- (27)、東厚保町川東(28)、東厚保町川東(29)、東厚保町川東(30)、東厚保町山中(1)、東厚保町山中(2)、東厚保町山中(3)、東厚保町山中(4)、東厚保町山中(5)、東厚保町山中(6)、東厚保町山中(7)、東厚保町山中(8)

二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び美祿市建設経済部建設課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百一十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十八年六月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域の名称

- 伊佐町伊佐(1)、伊佐町伊佐(2)、伊佐町伊佐(3)、伊佐町伊佐(4)、伊佐町伊佐(5)、伊佐町伊佐(6)、伊佐町伊佐(7)、伊佐町伊佐(8)、伊佐町伊佐(9)、伊佐町伊佐(10)、伊佐町伊佐(11)、伊佐町伊佐(12)、伊佐町伊佐(13)、伊佐町伊佐(14)、伊佐町伊佐(15)、伊佐町伊佐(16)、伊佐町伊佐(17)、伊佐町伊佐(18)、伊佐町伊佐(19)、伊佐町伊佐(20)、伊佐町伊佐(21)、伊佐町伊佐(22)、伊佐町伊佐(23)、伊佐町伊佐(24)、伊佐町伊佐(25)、伊佐町伊佐(26)、伊佐町伊佐(27)、伊佐町伊佐(28)、伊佐町伊佐(29)、伊佐町伊佐(30)、伊佐町伊佐(31)、伊佐町伊佐(32)、伊佐町伊佐(33)、伊佐町伊佐(34)、伊佐町伊佐(35)、伊佐町伊佐(36)、伊佐町伊佐(37)、伊佐町伊佐(38)、伊佐町伊佐(39)、伊佐町伊佐(40)、伊佐町伊佐(41)、伊佐町伊佐(42)、伊佐町伊佐(43)、伊佐町伊佐(44)、伊佐町伊佐(45)、伊佐町伊佐(46)、伊佐町伊佐(47)、伊佐町伊佐(48)、伊佐町伊佐(49)、伊佐町伊佐(50)、伊佐町伊佐(51)、伊佐町伊佐(52)、伊佐町奥万倉(1)、伊佐町奥万倉(2)、伊佐町奥万倉(3)、伊佐町奥万倉(4)、伊佐町奥万倉(5)、伊佐町奥万倉(6)、伊佐町奥万倉(7)、伊佐町奥万倉(8)、伊佐町奥万倉(9)、伊佐町河原(1)、伊佐町河原(2)、伊佐町河原(3)、伊佐町河原(4)、伊佐町河原(5)、伊佐町河原(6)、伊佐町堀越(1)、伊佐町堀越(2)、伊佐町堀越(3)、伊佐町堀越(4)、伊佐町堀越(5)、伊佐町堀越(6)、伊佐町堀越(7)、伊佐町堀越(8)、伊佐町堀越(9)、伊佐町堀越(10)、伊佐町堀越(11)、伊佐町堀越(12)、伊佐町堀越(13)、伊佐町堀越(14)、伊佐町堀越(15)、伊佐町堀越(16)、伊佐町堀越(17)、伊佐町堀越(18)、伊佐町堀越(19)、伊佐町堀越(20)、伊佐町堀越(21)、伊佐町堀越(22)、伊佐町堀越(23)、伊佐町堀越(24)、伊佐町堀越(25)、伊佐町堀越(26)、伊佐町堀越(27)、伊佐町堀越(28)、伊佐町堀越(29)、伊佐町堀越(30)、伊佐町堀越(31)、伊佐町堀越(32)、伊佐町堀越(33)、伊佐町堀越(34)、伊佐町堀越(35)、伊佐町堀越(36)、伊佐町堀越(37)、伊佐町堀越(38)、伊佐町堀越(39)、伊佐町堀越(40)、伊佐町堀越(41)、伊佐町堀越(42)、伊佐町堀越(43)、伊佐町堀越(44)、伊佐町堀越(45)、伊佐町堀越(46)、伊佐町堀越(47)、伊佐町堀越(48)、伊佐町堀越(49)、伊佐町堀越(50)、伊佐町堀越(51)、伊佐町堀越(52)、伊佐町奥万倉(1)、伊佐町奥万倉(2)、伊佐町奥万倉(3)、伊佐町奥万倉(4)、伊佐町奥万倉(5)、伊佐町奥万倉(6)、伊佐町奥万倉(7)、伊佐町奥万倉(8)、伊佐町奥万倉(9)、伊佐町奥万倉(10)、伊佐町奥万倉(11)、伊佐町奥万倉(12)、伊佐町奥万倉(13)、伊佐町奥万倉(14)、伊佐町奥万倉(15)、伊佐町奥万倉(16)、伊佐町奥万倉(17)、伊佐町奥万倉(18)、伊佐町奥万倉(19)、伊佐町奥万倉(20)、伊佐町奥万倉(21)、伊佐町奥万倉(22)、伊佐町奥万倉(23)、伊佐町奥万倉(24)、伊佐町奥万倉(25)、伊佐町奥万倉(26)、伊佐町奥万倉(27)、伊佐町奥万倉(28)、伊佐町奥万倉(29)、伊佐町奥万倉(30)、伊佐町奥万倉(31)、伊佐町奥万倉(32)、伊佐町奥万倉(33)、伊佐町奥万倉(34)、伊佐町奥万倉(35)、伊佐町奥万倉(36)、伊佐町奥万倉(37)、伊佐町奥万倉(38)、伊佐町奥万倉(39)、伊佐町奥万倉(40)、伊佐町奥万倉(41)、伊佐町奥万倉(42)、伊佐町奥万倉(43)、伊佐町奥万倉(44)、伊佐町奥万倉(45)、伊佐町奥万倉(46)、伊佐町奥万倉(47)、伊佐町奥万倉(48)、伊佐町奥万倉(49)、伊佐町奥万倉(50)、伊佐町奥万倉(51)、伊佐町奥万倉(52)

- (3)、伊佐町堀越(4)、伊佐町堀越(5)、伊佐町堀越(6)、伊佐町堀越(7)、伊佐町堀越(8)、伊佐町堀越(9)、大嶺町奥分(1)、大嶺町奥分(2)、大嶺町奥分(3)、大嶺町奥分(4)、大嶺町奥分(5)、大嶺町奥分(6)、大嶺町奥分(7)、大嶺町奥分(8)、大嶺町奥分(9)、大嶺町奥分(10)、大嶺町奥分(11)、大嶺町奥分(12)、大嶺町奥分(13)、大嶺町奥分(14)、大嶺町奥分(15)、大嶺町奥分(16)、大嶺町奥分(17)、大嶺町奥分(18)、大嶺町奥分(19)、大嶺町奥分(20)、大嶺町奥分(21)、大嶺町奥分(22)、大嶺町奥分(23)、大嶺町奥分(24)、大嶺町奥分(25)、大嶺町奥分(26)、大嶺町奥分(27)、大嶺町奥分(28)、大嶺町奥分(29)、大嶺町奥分(30)、大嶺町奥分(31)、大嶺町奥分(32)、大嶺町奥分(33)、大嶺町奥分(34)、大嶺町奥分(35)、大嶺町奥分(36)、大嶺町奥分(37)、大嶺町奥分(38)、大嶺町奥分(39)、大嶺町奥分(40)、大嶺町奥分(41)、大嶺町奥分(42)、大嶺町奥分(43)、大嶺町奥分(44)、大嶺町奥分(45)、大嶺町奥分(46)、大嶺町奥分(47)、大嶺町奥分(48)、大嶺町奥分(49)、大嶺町奥分(50)、大嶺町奥分(51)、大嶺町奥分(52)、大嶺町奥分(53)、大嶺町奥分(54)、大嶺町奥分(55)、大嶺町奥分(56)、大嶺町奥分(57)、大嶺町奥分(58)、大嶺町奥分(59)、大嶺町奥分(60)、大嶺町北分(1)、大嶺町北分(2)、大嶺町北分(3)、大嶺町北分(4)、大嶺町北分(5)、大嶺町北分(6)、大嶺町北分(7)、大嶺町北分(8)、大嶺町北分(9)、大嶺町北分(10)、大嶺町北分(11)、大嶺町北分(12)、大嶺町北分(13)、大嶺町北分(14)、大嶺町北分(15)、大嶺町北分(16)、大嶺町北分(17)、大嶺町北分(18)、大嶺町北分(19)、大嶺町北分(20)、大嶺町北分(21)、大嶺町北分(22)、大嶺町北分(23)、大嶺町北分(24)、大嶺町北分(25)、大嶺町北分(26)、大嶺町北分(27)、大嶺町北分(28)、大嶺町北分(29)、大嶺町北分(30)、大嶺町北分(31)、大嶺町北分(32)、大嶺町北分(33)、大嶺町北分(34)、大嶺町北分(35)、大嶺町北分(36)、大嶺町北分(37)、大嶺町北分(38)、大嶺町北分(39)、大嶺町北分(40)、大嶺町北分(41)、大嶺町北分(42)、大嶺町北分(43)、大嶺町北分(44)、大嶺町北分(45)、大嶺町北分(46)、大嶺町北分(47)、大嶺町北分(48)、大嶺町北分(49)、大嶺町北分(50)、大嶺町北分(51)、大嶺町北分(52)、大嶺町北分(53)、大嶺町北分(54)、大嶺町北分(55)、大嶺町北分(56)、大嶺町北分(57)、大嶺町北分(58)、大嶺町北分(59)、大嶺町北分(60)、大嶺町西分(1)、大嶺町西分(2)、大嶺町西分(3)、大嶺町西分(4)、大嶺町西分(5)、大嶺町西分(6)、大嶺町西分(7)、大嶺町西分(8)、大嶺町西分(9)、大嶺町西分(10)、大嶺町西分(11)、大嶺町西分(12)、大嶺町西分(13)、大嶺町西分(14)、大嶺町西分(15)、大嶺町西分(16)、大嶺町西分(17)、大嶺町西分(18)、大嶺町西分(19)、大嶺町西分(20)、大嶺町西分(21)、大嶺町西分(22)、大嶺町西分(23)、大嶺町西分(24)、大嶺町西分(25)、大嶺町西分(26)、大嶺町西分(27)、大嶺町西分(28)、大嶺町西分(29)、大嶺町西分(30)、大嶺町西分(31)、大嶺町西分(32)、大嶺町西分(33)、大嶺町西分(34)、大嶺町西分(35)、大嶺町西分(36)、大嶺町西分(37)、大嶺町西分(38)、大嶺町西分(39)、大嶺町西分(40)、大嶺町西分(41)、大嶺町西分(42)、大嶺町西分(43)、大嶺町西分(44)、大嶺町西分(45)、大嶺町西分(46)、大嶺町西分(47)、大嶺町西分(48)、大嶺町西分(49)、大嶺町西分(50)、大嶺町西分(51)、大嶺町西分(52)、大嶺町西分(53)、大嶺町西分(54)、大嶺町西分(55)、大嶺町西分(56)、大嶺町西分(57)、大嶺町西分(58)、大嶺町西分(59)、大嶺町西分(60)、大嶺町東分(1)、大嶺町東分(2)、大嶺町東分(3)、大嶺町東分(4)、大嶺町東分(5)、大嶺町東分(6)、大嶺町東分(7)、大嶺町東分(8)、大嶺町東分(9)、大嶺町東分(10)、大嶺町東分(11)、大嶺町東分(12)、大嶺町東分(13)、大嶺町東分(14)、大嶺町東分(15)、大嶺町東分(16)、大嶺町東分(17)、大嶺町東分(18)、大嶺町東分(19)、大嶺町東分(20)、大嶺町東分(21)、大嶺町東分(22)、大嶺町東分(23)、大嶺町東分(24)、大嶺町東分(25)、大嶺町東分(26)、大嶺町東分(27)、大嶺町東分(28)、大嶺町東分(29)、大嶺町東分(30)、大嶺町東分(31)、大嶺町東分(32)、大嶺町東分(33)、大嶺町東分(34)、大嶺町東分(35)、大嶺町東分(36)、大嶺町東分(37)、大嶺町東分(38)、大嶺町東分(39)、大嶺町東分(40)、大嶺町東分(41)、大嶺町東分(42)、大嶺町東分(43)、大嶺町東分(44)、大嶺町東分(45)、大嶺町東分(46)、大嶺町東分(47)、大嶺町東分(48)、大嶺町東分(49)、大嶺町東分(50)、大嶺町東分(51)、大嶺町東分(52)、大嶺町東分(53)、大嶺町東分(54)、大嶺町東分(55)、大嶺町東分(56)、大嶺町東分(57)、大嶺町東分(58)、大嶺町東分(59)、大嶺町東分(60)

- (1)、秋芳町岩永下郷(2)、秋芳町岩永下郷(3)、秋芳町岩永下郷(4)、秋芳町岩永下郷(5)、秋芳町岩永下郷(6)、秋芳町岩永下郷(7)、秋芳町岩永下郷(8)、秋芳町岩永下郷(9)、秋芳町岩永下郷(10)、秋芳町岩永下郷(11)、秋芳町岩永本郷(1)、秋芳町岩永本郷(2)、秋芳町嘉万(1)、秋芳町嘉万(2)、秋芳町嘉万(3)、秋芳町嘉万(4)、秋芳町嘉万(5)、秋芳町嘉万(6)、秋芳町嘉万(7)、秋芳町嘉万(8)、秋芳町嘉万(9)、秋芳町嘉万(10)、秋芳町嘉万(11)、秋芳町嘉万(12)、秋芳町嘉万(13)、秋芳町嘉万(14)、秋芳町嘉万(15)、秋芳町嘉万(16)、秋芳町嘉万(17)、秋芳町嘉万(18)、秋芳町嘉万(19)、秋芳町嘉万(20)、秋芳町嘉万(21)、秋芳町嘉万(22)、秋芳町嘉万(23)、秋芳町嘉万(24)、秋芳町嘉万(25)、秋芳町嘉万(26)、秋芳町嘉万(27)、秋芳町嘉万(28)、秋芳町嘉万(29)、秋芳町嘉万(30)、秋芳町嘉万(31)、秋芳町嘉万(32)、秋芳町嘉万(33)、秋芳町嘉万(34)、秋芳町嘉万(35)、秋芳町嘉万(36)、秋芳町嘉万(37)、秋芳町嘉万(38)、秋芳町嘉万(39)、秋芳町嘉万(40)、秋芳町嘉万(41)、秋芳町嘉万(42)、秋芳町嘉万(43)、秋芳町嘉万(44)、秋芳町嘉万(45)、秋芳町嘉万(46)、秋芳町嘉万(47)、秋芳町嘉万(48)、秋芳町嘉万(49)、秋芳町嘉万(50)、秋芳町嘉万(51)、秋芳町嘉万(52)、秋芳町嘉万(53)、秋芳町嘉万(54)、秋芳町嘉万(55)、秋芳町嘉万(56)、秋芳町嘉万(57)、秋芳町嘉万(58)、秋芳町嘉万(59)、秋芳町別府(1)、秋芳町別府(2)、秋芳町別府(3)、秋芳町別府(4)、秋芳町別府(5)、秋芳町別府(6)、秋芳町別府(7)、秋芳町別府(8)、秋芳町別府(9)、秋芳町別府(10)、秋芳町別府(11)、秋芳町別府(12)、秋芳町別府(13)、秋芳町別府(14)、秋芳町別府(15)、秋芳町別府(16)、秋芳町別府(17)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(一) 次の図は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び美祿市建設経済部建設課に備え置いて縦覧に供する。()

山口県告示第二百十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十八年六月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域の名称

- 伊佐町伊佐(1)、伊佐町伊佐(2)、伊佐町伊佐(3)、伊佐町伊佐(4)、伊佐町伊佐(5)、伊佐町伊佐(6)、伊佐町伊佐(7)、伊佐町伊佐(8)、伊佐町伊佐(9)、伊佐町伊佐(10)、伊佐町伊佐(11)、伊佐町伊佐(12)、伊佐町伊佐(13)、伊佐町伊佐(14)、伊佐町伊佐(15)、伊佐町伊佐(16)、伊佐町伊佐(17)、伊佐町伊佐(18)、伊佐町伊佐(19)、伊佐町伊佐(20)、伊佐町伊佐(21)、伊佐町伊佐(22)、伊佐町伊佐(23)、伊佐町伊佐(24)、伊佐町伊佐(25)、伊佐町伊佐(26)、伊佐町伊佐(27)、伊佐町伊佐(28)、伊佐町伊佐(29)、伊佐町伊佐(30)、伊佐町伊佐(31)、伊佐町伊佐(32)、伊佐町伊佐(33)、伊佐町伊佐(34)、伊佐町伊佐(35)、伊佐町伊佐(36)、伊佐町伊佐(37)、伊佐町伊佐(38)、伊佐町伊佐(39)、伊佐町伊佐(40)、伊佐町伊佐(41)、伊佐町伊佐(42)、伊佐町伊佐(43)、伊佐町伊佐(44)、伊佐町伊佐(45)、伊佐町伊佐(46)、伊佐町伊佐(47)、伊佐町伊佐(48)、伊佐町伊佐(49)、伊佐町伊佐(50)、伊佐町伊佐(51)、伊佐町伊佐(52)、伊佐町奥万倉(1)、伊佐町奥万倉(2)、伊佐町奥万倉(3)、伊佐町奥万倉(4)、伊佐町奥万倉(5)、伊佐町奥万倉(6)、伊佐町奥万倉(7)、伊佐町奥万倉(8)、伊佐町奥万倉(9)、伊佐町河原(1)、伊佐町河原(2)、伊佐町河原(3)、伊佐町河原(4)、伊佐町河原(5)、伊佐町河原(6)、伊佐町堀越(1)、伊佐町堀越(2)、伊佐町堀越(3)、伊佐町堀越(4)、伊佐町堀越(5)、伊佐町堀越(6)、伊佐町堀越(7)、伊佐町堀越(8)、伊佐町堀越(9)、大嶺町奥分(1)、大嶺町奥分(2)、大嶺町奥分(3)、大嶺町奥分(4)、大嶺町奥分(5)、大嶺町奥分(6)、大嶺町奥分(7)、大嶺町奥分(8)、大嶺町奥分(9)、大嶺町奥分(10)、大嶺町奥分(11)、大嶺町奥分(12)、大嶺町奥分(13)、大嶺町奥分(14)、大嶺町奥分(15)、大嶺町奥分(16)、大嶺町奥分(17)、大嶺町奥分(18)、大嶺町奥分(19)、大嶺町奥分(20)、大嶺町奥分(21)、大嶺町奥分(22)、大嶺町奥分(23)、大嶺町奥分(24)、大嶺町奥分(25)、大嶺町奥分(26)、大嶺町奥分(27)、大嶺町奥分(28)、大嶺町奥分(29)、大嶺町奥分(30)、大嶺町奥分(31)、大嶺町奥分(32)、大嶺町奥分(33)、大嶺町奥分(34)、大嶺町奥分(35)、大嶺町奥分(37)、大嶺町奥分(38)、大嶺町奥分(39)、大嶺町奥分(40)、大嶺町奥分(41)、大嶺町奥分(42)、大嶺町奥分(43)、大嶺町奥分(44)、大嶺町奥分(45)、大嶺町奥分(46)、大嶺町奥分(48)、大嶺町奥分(49)、大嶺町奥分(51)、大嶺町奥分(52)、大嶺町奥分(53)、大嶺町奥分(54)、大嶺町奥分(55)、大嶺町奥分(56)、大嶺町奥分(57)、大嶺町奥分(58)、大嶺町奥分(59)、大嶺町奥分(60)、大嶺町北分(1)、大嶺町北分(2)、大嶺町北分(3)、大嶺町北分(5)、大嶺町北分(6)、大嶺町北分(7)、大嶺町北分(8)、大嶺町北分(9)、

- 秋芳町別府(一)4、秋芳町別府(一)5、秋芳町別府(一)6、秋芳町別府(一)7、秋芳町別府(一)8、秋芳町別府(一)9、秋芳町別府(一)11、秋芳町別府(一)12、秋芳町別府(一)13、秋芳町別府(一)14、秋芳町別府(一)15、秋芳町別府(一)16、秋芳町別府(一)17、秋芳町別府(一)18、秋芳町別府(一)19、秋芳町別府(一)20、秋芳町別府(一)21、秋芳町別府(一)22、秋芳町別府(一)23、秋芳町別府(一)24、秋芳町別府(一)25、秋芳町別府(一)26

二 区域の範囲

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び美祿市建設経済部建設課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

- 伊佐町伊佐(一)1、伊佐町伊佐(一)2、伊佐町伊佐(一)3、伊佐町伊佐(一)4、伊佐町伊佐(一)5、伊佐町伊佐(一)7、伊佐町伊佐(一)8、伊佐町伊佐(一)9、伊佐町伊佐(一)10、伊佐町伊佐(一)11、伊佐町伊佐(一)12、伊佐町伊佐(一)13、伊佐町伊佐(一)14、伊佐町伊佐(一)15、伊佐町伊佐(一)16、伊佐町伊佐(一)17、伊佐町伊佐(一)18、伊佐町伊佐(一)19、伊佐町伊佐(一)20、伊佐町伊佐(一)21、伊佐町伊佐(一)22、伊佐町伊佐(一)23、伊佐町伊佐(一)24、伊佐町伊佐(一)25、伊佐町伊佐(一)26、伊佐町伊佐(一)27、伊佐町伊佐(一)28、伊佐町伊佐(一)29、伊佐町伊佐(一)30、伊佐町伊佐(一)31、伊佐町伊佐(一)32、伊佐町伊佐(一)33、伊佐町伊佐(一)34、伊佐町伊佐(一)35、伊佐町伊佐(一)36、伊佐町伊佐(一)37、伊佐町伊佐(一)38、伊佐町伊佐(一)39、伊佐町伊佐(一)41、伊佐町伊佐(一)43、伊佐町奥万倉(一)1、伊佐町奥万倉(一)2、伊佐町奥万倉(一)3、伊佐町奥万倉(一)4、伊佐町奥万倉(一)5、伊佐町奥万倉(一)6、伊佐町奥万倉(一)7、伊佐町河原(一)2、伊佐町河原(一)3、伊佐町堀越(一)1、大嶺町奥分(一)1、大嶺町奥分(一)2、大嶺町奥分(一)3、大嶺町奥分(一)4、大嶺町奥分(一)5、大嶺町奥分(一)6、大嶺町奥分(一)7、大嶺町奥分(一)8、大嶺町奥分(一)10、大嶺町奥分(一)11、大嶺町奥分(一)12、大嶺町奥分(一)13、大嶺町奥分(一)14、大嶺町奥分(一)15、大嶺町奥分(一)16、大嶺町奥分(一)17、大嶺町奥分(一)18、大嶺町奥分(一)19、大嶺町奥分(一)20、大嶺町奥分(一)22、大嶺町奥分(一)23、大嶺町奥分(一)24、大嶺町奥分(一)25、大嶺町奥分(一)26、大嶺町奥分(一)27、大嶺町奥分(一)28、大嶺町奥分(一)29、大嶺町奥分(一)30、大嶺町奥分(一)31、大嶺町奥分(一)32、大嶺町奥分(一)33、大嶺町奥分(一)34、大嶺町奥分(一)35、大嶺町奥分(一)36、大嶺町奥分(一)37、大嶺町奥分(一)38、大嶺町奥分(一)39、大嶺町奥分(一)40、大嶺町奥分(一)41、大嶺町奥分(一)42、大嶺町奥分(一)43、大嶺町奥分(一)44、大嶺町奥分(一)45、大嶺町奥分(一)46、大嶺町奥分(一)47、大嶺町奥分(一)48、大嶺町奥分(一)49、大嶺町奥分(一)50、大嶺町奥分(一)51、大嶺町奥分(一)52、大嶺町奥分(一)53、大嶺町奥分(一)54、大嶺町奥分(一)55、大嶺町奥分(一)56、大嶺町奥分(一)57、大嶺町奥分(一)58、大嶺町奥分(一)59、大嶺町奥分(一)60、大嶺町奥分(一)61、大嶺町奥分(一)62、大嶺町奥分(一)63、大嶺町奥分(一)64、大嶺町奥分(一)65、大嶺町奥分(一)66、大嶺町奥分(一)67、大嶺町奥分(一)68、大嶺町奥分(一)69、大嶺町奥分(一)70、大嶺町奥分(一)71、大嶺町奥分(一)72、大嶺町奥分(一)73、大嶺町奥分(一)74、大嶺町奥分(一)75、大嶺町奥分(一)76、大嶺町奥分(一)77、大嶺町奥分(一)78、大嶺町奥分(一)79、大嶺町奥分(一)80、大嶺町奥分(一)81、大嶺町奥分(一)82、大嶺町奥分(一)83、大嶺町奥分(一)84、大嶺町奥分(一)85、大嶺町奥分(一)86、大嶺町奥分(一)87、大嶺町奥分(一)88、大嶺町奥分(一)89、大嶺町奥分(一)90、大嶺町奥分(一)91、大嶺町奥分(一)92、大嶺町奥分(一)93、大嶺町奥分(一)94、大嶺町奥分(一)95、大嶺町奥分(一)96、大嶺町奥分(一)97、大嶺町奥分(一)98、大嶺町奥分(一)99、大嶺町奥分(一)100

- 大嶺町奥分(一)37、大嶺町奥分(一)38、大嶺町奥分(一)40、大嶺町奥分(一)42、大嶺町奥分(一)43、大嶺町奥分(一)44、大嶺町奥分(一)45、大嶺町奥分(一)46、大嶺町奥分(一)47、大嶺町奥分(一)48、大嶺町奥分(一)49、大嶺町奥分(一)50、大嶺町奥分(一)51、大嶺町奥分(一)52、大嶺町奥分(一)53、大嶺町奥分(一)54、大嶺町奥分(一)55、大嶺町奥分(一)56、大嶺町奥分(一)57、大嶺町奥分(一)58、大嶺町奥分(一)59、大嶺町奥分(一)60、大嶺町奥分(一)61、大嶺町奥分(一)62、大嶺町奥分(一)63、大嶺町奥分(一)64、大嶺町奥分(一)65、大嶺町奥分(一)66、大嶺町奥分(一)67、大嶺町奥分(一)68、大嶺町奥分(一)69、大嶺町奥分(一)70、大嶺町奥分(一)71、大嶺町奥分(一)72、大嶺町奥分(一)73、大嶺町奥分(一)74、大嶺町奥分(一)75、大嶺町奥分(一)76、大嶺町奥分(一)77、大嶺町奥分(一)78、大嶺町奥分(一)79、大嶺町奥分(一)80、大嶺町奥分(一)81、大嶺町奥分(一)82、大嶺町奥分(一)83、大嶺町奥分(一)84、大嶺町奥分(一)85、大嶺町奥分(一)86、大嶺町奥分(一)87、大嶺町奥分(一)88、大嶺町奥分(一)89、大嶺町奥分(一)90、大嶺町奥分(一)91、大嶺町奥分(一)92、大嶺町奥分(一)93、大嶺町奥分(一)94、大嶺町奥分(一)95、大嶺町奥分(一)96、大嶺町奥分(一)97、大嶺町奥分(一)98、大嶺町奥分(一)99、大嶺町奥分(一)100

- (1)、美東町長登(2)、美東町長登(3)、美東町長登(4)、美東町長登(1)、美東町長登(2)、美東町長登(3)、美東町長登(4)、美東町長登(5)、美東町長登(6)、美東町長登(7)、美東町長登(8)、美東町長登(9)、美東町長登(10)、美東町長登(11)、美東町長登(12)、美東町長登(13)、美東町長登(14)、美東町長登(15)、美東町長登(16)、美東町長登(19)、美東町長登(20)、美東町長登(21)、美東町長登(22)、秋芳町青景(1)、秋芳町青景(3)、秋芳町青景(4)、秋芳町青景(5)、秋芳町青景(6)、秋芳町青景(7)、秋芳町青景(8)、秋芳町青景(9)、秋芳町青景(10)、秋芳町青景(11)、秋芳町青景(12)、秋芳町青景(13)、秋芳町青景(15)、秋芳町秋吉(1)、秋芳町秋吉(2)、秋芳町秋吉(3)、秋芳町秋吉(4)、秋芳町秋吉(5)、秋芳町秋吉(6)、秋芳町岩永下郷(1)、秋芳町岩永下郷(2)、秋芳町岩永下郷(3)、秋芳町岩永下郷(4)、秋芳町岩永下郷(6)、秋芳町岩永下郷(7)、秋芳町岩永下郷(8)、秋芳町岩永下郷(9)、秋芳町岩永下郷(10)、秋芳町岩永下郷(11)、秋芳町岩永本郷(1)、秋芳町岩永本郷(2)、秋芳町嘉万(1)、秋芳町嘉万(2)、秋芳町嘉万(4)、秋芳町嘉万(5)、秋芳町嘉万(6)、秋芳町嘉万(7)、秋芳町嘉万(8)、秋芳町嘉万(9)、秋芳町嘉万(10)、秋芳町嘉万(11)、秋芳町嘉万(12)、秋芳町嘉万(13)、秋芳町嘉万(14)、秋芳町嘉万(15)、秋芳町嘉万(17)、秋芳町嘉万(18)、秋芳町嘉万(20)、秋芳町嘉万(23)、秋芳町嘉万(24)、秋芳町嘉万(26)、秋芳町嘉万(27)、秋芳町嘉万(28)、秋芳町嘉万(29)、秋芳町嘉万(30)、秋芳町嘉万(31)、秋芳町嘉万(32)、秋芳町嘉万(33)、秋芳町嘉万(34)、秋芳町嘉万(35)、秋芳町嘉万(36)、秋芳町嘉万(37)、秋芳町嘉万(38)、秋芳町嘉万(39)、秋芳町嘉万(40)、秋芳町嘉万(41)、秋芳町嘉万(42)、秋芳町嘉万(43)、秋芳町嘉万(44)、秋芳町嘉万(45)、秋芳町嘉万(46)、秋芳町嘉万(47)、秋芳町嘉万(48)、秋芳町嘉万(49)、秋芳町嘉万(50)、秋芳町嘉万(51)、秋芳町嘉万(52)、秋芳町嘉万(53)、秋芳町嘉万(54)、秋芳町嘉万(55)、秋芳町嘉万(56)、秋芳町嘉万(57)、秋芳町別府(1)、秋芳町別府(2)、秋芳町別府(3)、秋芳町別府(4)、秋芳町別府(5)、秋芳町別府(6)、秋芳町別府(7)、秋芳町別府(8)、秋芳町別府(9)、秋芳町別府(10)、秋芳町別府(11)、秋芳町別府(12)、秋芳町別府(13)、秋芳町別府(14)、秋芳町別府(15)、秋芳町別府(16)、秋芳町別府(17)

- 二 区域の範囲
 - 次を図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 土石流
 - 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
 - 次を図のとおり
- (「次を図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び美祿市建設経済部

建設課に備え置いて縦覧に供する。)



(二五八) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十八年六月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品の借入れ

(一) 物品の名称及び数量

住民基本台帳ネットワークシステムに係る電気通信関係装置 一式

(二) 物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 使用期間

平成二十八年十一月一日から平成三十三年十月三十一日までの間

(四) 使用場所

山口市熊野町地内ほか三十二箇所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)(第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 政令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十七年山口県告示第二百二十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十八年山口県告示第二十八号)に基づく資

格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 平成二十八年六月二十四日から同年八月四日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県総合企画部市町課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県総合企画部市町課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県総合企画部市町課

(三) 受領期限

平成二十八年八月三日午後五時(入札書を持参する場合は、平成二十八年八月四日午前十時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県総合企画部第一号会議室

(二) 日時

平成二十八年八月四日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づ

き定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成二十八年七月十一日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三一九六〇)に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県総合企画部市町課(電話〇八三一九三三一一三〇七)に問い合わせる。

十一 Summary

(1) Division in charge of the contract: Municipal Division, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the products to be leased: Telecommunication equipment of basic resident registration network systems

(3) Term of use: From November 1, 2016 to October 31, 2021

(4) Place of use: Kumanocho, Yamaguchi City and 32 other places

(5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Municipal Division, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-2307)

(6) Time-limit for tender: 5:00 P.M. August 3, 2016 (if brought in person: 10:00 A.M. August 4, 2016)

(二五九) 平成二十八年クリーニング師試験の実施

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第七条第一項の規定により、平成二十八年クリーニング師試験を次のとおり実施します。

平成二十八年六月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 試験の日時及び場所

(一) 日時

平成二十八年九月十一日(日曜日)午前十一時から

(二) 場所

山口市吉敷下東三丁目一番一号

山口県総合保健会館

二 試験の内容

(一) 学科試験

1 衛生法規に関する知識

2 公衆衛生に関する知識

3 洗濯物の処理に関する知識

(二) 技能試験

1 洗濯物の処理に関する知識

(1) 薬品の鑑別

(2) 繊維の鑑別

(3) 絵表示の判別

2 洗濯物の処理に関する技能

白無地カッターシャツ(木綿一〇〇パーセントのもの)のアイロン仕上げ

三 受験資格

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者(クリーニン

グ業法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第五十四号)附則第五項の規定によ

り同条に規定する者とみなされる者を含む。)

四 受験願書の受付期間

平成二十八年七月十九日(火曜日)から同年八月五日(金曜日)まで(郵送の場合

は、八月五日までの消印のあるものは、有効とする。)

五 受験願書等の提出先

(一) 県内に居住する者

住所地为所管する保健所(萩市又は山陽小野田市に住所がある者については、

当該住所地の市役所)

(二) 県外に居住する者

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)

六 提出書類 山口県環境生活部生活衛生課

(一) 受験願書

(二) 履歴書

(三) 受験資格があることを証明する書類

(四) 写真(手札型とし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のも

のとする。)

七 受験手数料

八千三百円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入

証紙には、消印をしないこと。

八 合格者の発表

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行つので、試験の得

点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその

旨を知事に申し出ること。

九 その他

(一) 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所、萩市役所、山陽小野田市役所

又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求す

る場合は、封筒の表に「クリーニング師試験」と朱書きし、百二十円分の切手を貼つ

た宛先明記の返信用封筒(縦三十センチメートル以上、横二十一センチメートル以

上のもの)を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所、萩市役所、山陽小野田市役所又

は山口県環境生活部生活衛生課(電話〇八三―九三三―二九七〇)にすること。郵

便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼つ

た宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(二六〇) 大規模小売店舗立地法第六條第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第二項の規定により、次の

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十八年六月二十四

日から同年十月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工

振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年六月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 マックスバリュ徳山東店
 所在地 周南市大字久米三〇九五の四
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男
 株式会社
- 三 変更に係る事項の概要

| 変更に係る事項 | 変更前 | 変更後 |
|----------------------------|--------------|--------------|
| 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 | 午前六時から午後九時まで | 午前四時から午後二時まで |

- 四 届出年月日
 平成二十八年六月九日
- 五 変更年月日
 平成二十八年六月十五日

(二六一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年二月十二日山口県公告(四六)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年六月二十四日から同年七月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年六月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 アルク彦島店
 所在地 下関市彦島福浦町二丁目一五番一号
- 二 意見の概要
 特に配慮を求める事項はない。

(二六二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年二月十二日山口県公告(四七)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年六月二十四日から同年七月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年六月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 アルク南浜店
 所在地 宇部市南浜町二丁目八番四号
- 二 意見の概要
 特に配慮を求める事項はない。

(二六三) 建築士の免許の取消し

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消しました。

平成二十八年六月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

| 氏名 | 二級建築士又は木造建築士の別 | 登録番号 | 免許取消年月日 | 免許の取消しの理由 |
|-------|----------------|--------|-----------|-----------|
| 河村志磨男 | 二級建築士 | 第三三三四号 | 平成二八、六、一五 | 申請 |



管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年六月二十四日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第三十号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十年山口県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局の項中「くろしお船長」を「かいせい船長」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年七月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年六月二十四日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第三十一号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年山口県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の項中「くろしお」を「かいせい」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年七月一日から施行する。

平成二十八年六月二十四日印刷
平成二十八年六月二十四日発行

発行人所

山口県知事